



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 2 月 3 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【シンガポール駐在員事務所】

「日本の税制改正：外国子会社からの配当に関する益金不算入制度について」

平成 20 年 12 月、平成 21 年度税制改正大綱(以下「大綱」)が発表され、1 月 23 日に閣議決定されました。大綱の内容は税制改正の骨子に留まりますので、具体的な運用や計算方法などについては国会に上程される改正法案や政省令を待つ必要があります。今国会の情勢は不透明なもの、例年、大筋については大綱の内容が改正法案となり、4 月より施行されています。

大綱によると、本邦企業が受け取る外国子会社(直接の出資比率が25%以上、ただし、租税条約上の二重課税排除条項において異なる比率の定めがある場合はその比率)からの配当についてはその95%が益金不算入となる制度が導入されます。経済産業省は改正の目的として、現行国際課税制度の下では海外利益が過度に海外に留保されるとの認識に基づき、企業がグループ全体の投資、成長戦略の観点から柔軟に資金還流が行えるよう事業環境を整備するためとしています。同省による平成 19 年 11 月の調査では約半数の企業が本制度の導入により配当額を増加させると回答したそうです(『わが国企業の海外利益の資金還流について』平成 20 年 8 月国際租税小委員会)。

【本改正の概要】

従来、外国子会社からの配当は他地域と比較して高めな本邦法人税課税の対象となり、たとえ間接外国税額控除の適用により現地法人税額の控除が可能だったとしても、実質的におよそ日本と現地の法人税率の差だけ本邦において納税する必要がありました。特にシンガポールのような低税率国からの配当の場合比較的大きかった本邦における課税は、今回の改正により一般的には軽減されることになります。

	改正前	改正後
外国子会社からの配当の内国法人課税所得への算入	配当時に内国法人の課税所得に算入。	配当の95%について益金不算入。
間接外国税額控除(現地法人税)	配当に関わる現地法人税額を控除限度額の範囲内で内国法人の法人税から控除。	所要の経過措置(具体的には未定)を講じた上で廃止。
直接外国税額控除(現地源泉税)	配当に関わる現地源泉税額を控除限度額の範囲内で内国法人の法人税から控除。	現地源泉税額は直接外国税額控除の対象とせず、損金算入もできない。

【適用時期】

平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に受ける外国子会社からの配当について適用されるとされています。従って、例えば 3 月末決算の会社にとっては、平成 21 年 4 月以降の受取から、12 月末決算の会社の場合は平成 22 年 1 月以降の受取から適用されることになります。

【改正の影響・留意点】

一般論としては、今回の改正により課税額は減少しますが、現行の間接外国税額控除制度の下で、低税率国での所得によって生じた控除限度額の余裕部分を利用して高税率国での法人税の税額控除を受けている場合(いわゆる彼我流用)、本邦親会社が欠損で外国法人税額の還付を受けられる場合、みなし外国税額控除の適用を受けている場合など、間接外国税額控除制度の廃止によりかえって課税額が増す場合があります。大綱では「所要の経過措置」を講じるとされていますが、具体的な内容については改正法案を待つ必要があります。

会計上の影響として、海外子会社の留保金額に関し将来の追加税金の見積として繰延税金負債を認識している本邦親会社の場合、取崩しが発生し税引後利益が増加するなどの点が指摘されています。

以上

出典:平成 21 年 1 月 23 日閣議決定「平成 21 年度税制改正の要綱」他
照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。
* 禁無断転載